

地上デジタル放送を受信するための「簡易なチューナー」の無償給付などの支援について

◆地上デジタル放送を見るために

平成23年7月24日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了し、地上デジタル放送に完全移行します。

そのため、地上デジタルテレビに買い換えるか、お手持ちのアナログテレビに「地上デジタルチューナー」をつなぐ必要があります。

◆支援の内容

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付を行います。

また、アンテナの改修工事が必要な場合は、改修にかかる支援も行います。

※支援は、現物給付です。各戸で購入されたチューナー、アンテナ等の費用は対象になりませんので、ご注意ください。

◆支援の対象世帯

日本放送協会（NHK）の受信料が全額免除の世帯

①生活保護などの公的扶助を受けている世帯

②障害者手帳を所持する方がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯

③社会福祉行政施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでおられる世帯

◆支援の申請について

【既に日本放送協会（NHK）受信料全額免除を受けておられる世帯】

NHKから受信料全額免除証明書と支援申込書が送付されますので、支援申込書に必要事項を記入の上、同封の封書にて「総務省デジタルチューナー支援実施センター」宛に送付してください。

【日本放送協会（NHK）受信料全額免除の該当世帯でまだ免除申請をしておられない世帯】

免除申請の手続きが必要となりますので、②の方は印鑑・障害者手帳をお持ちの上手続きを行ってください。

◆お問い合わせ・手続き窓口

福祉保健課
0859・54・5207
中山支所総合窓口課

0858・58・6112
大山支所総合窓口課

0859・53・3311

◆支援申込みの期間

平成21年度分の支援申込み受付期間は、平成21年10月1日（木）から平成21年12月28日（月）（消印有効）までです。

◆お問い合わせ先

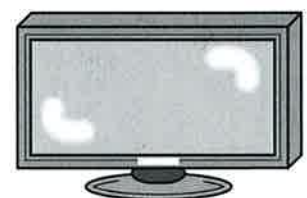
総務省 地上デジタルチューナー支援実施センター
ナビダイヤル
0570・03・3840
044・969・5425
<http://www.chidejishien.jp/faq/index.html>

◆地上デジタル放送などテレビ全般についての問い合わせ

企画情報課
0859・54・5202

◆ケーブルテレビに関する問い合わせ

中海テレビ放送
0859・29・2211



悪質商法に

ご注意ください

この支援による簡易なチューナーの給付、アンテナの改修工事などについて費用を請求することはありません。また、関連商品・サービスを売りつける悪質商法にもご注意ください。